和歌山県地域公共交通活性化協議会地域部会設置要綱

（目的）

第１条　和歌山県地域公共交通活性化協議会設置要綱第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通の維持・確保に関して県内各地域における協議を行うために地域部会を設置する。

（事務局）

第２条　地域部会の事務を処理するため、和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課に事務局を置く。

（協議事項）

第３条　地域部会は、第４条第１項に定める区域内における和歌山県地域公共交通計画及び地域間幹線系統に関する協議・調整及び検討を行う。

（部会の名称、区域及び構成）

第４条　地域部会の名称及び区域は、別表第１のとおりとする。

２　地域部会員は、別表第２に掲げる者のうちから、協議事項に応じて部会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第５条　地域部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課長を、副部会長には近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

（会議）

第６条　地域部会の会議に関する事項は、和歌山県地域公共交通活性化協議会設置要綱第５条各項の規定を準用する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、地域部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月26日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

名　　称	区　　域
紀北地域部会	和歌山市、海南市、紀の川市、橋本市、紀美野町、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町
紀中地域部会	有田市、御坊市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町
紀南地域部会	田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村

別表第２（第４条関係）

部　会　名	部　会　員
紀北地域部会	・和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課長 ・和歌山県海草振興局、那賀振興局及び伊都振興局の地域づくり部地域づくり課長 ・近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官（企画、輸送・監査） ・和歌山市、海南市、紀の川市、橋本市、紀美野町、岩出市、かつらぎ町、九度山町及び高野町の交通行政担当課長 ・西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社及び和歌山電鐵株式会社の総務担当部課長 ・和歌山バス株式会社、和歌山バス那賀株式会社、南海りんかんバス株式会社及び大十バス株式会社の乗合事業担当課長 ・公益社団法人和歌山県バス協会専務理事 ・一般社団法人和歌山県タクシー協会事務局長 ・一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会専務理事
紀中地域部会	・和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課長 ・和歌山県有田振興局及び日高振興局の地域づくり部地域づくり課長 ・近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官（企画、輸送・監査） ・有田市、御坊市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、日高川町及び印南町の交通行政担当課長 ・西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社総務担当課長 ・有田鉄道株式会社、中紀バス株式会社及び熊野御坊南海バス株式会社の乗合事業担当課長 ・公益社団法人和歌山県バス協会専務理事 ・一般社団法人和歌山県タクシー協会事務局長 ・一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会専務理事
紀南地域部会	・和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課長 ・和歌山県日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局の地域づくり部地域づくり課長 ・近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官（企画、輸送・監査） ・田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町及び北山村の交通行政担当課長 ・西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社総務担当課長 ・龍神自動車株式会社、明光バス株式会社、熊野御坊南海バス株式会社、奈良交通株式会社及び三重交通株式会社の乗合事業担当課長 ・公益社団法人和歌山県バス協会専務理事 ・一般社団法人和歌山県タクシー協会事務局長 ・一般社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会専務理事